

平成 16 年 2 月 23 日施行  
平成 18 年 8 月 23 日改正  
平成 20 年 4 月 1 日改正  
平成 21 年 4 月 1 日改正  
令和元年 5 月 1 日改正  
令和元年 8 月 1 日改正  
令和 6 年 4 月 1 日改正

財務部契約課

## 郵便入札に係る事務の取扱いについて

### 1 趣旨

佐世保市財務規則（昭和 44 年 4 月 1 日規則第 9 号。以下「規則」という。）第 164 条の規定に基づき本市の建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な取扱いを定める。

### 2 対象

郵便入札の対象は、佐世保市競争入札業者選定等審査委員会で審査し、市長が認める建設工事等とする。

### 3 入札の公告等

郵便入札による建設工事等の入札については、規則第 161 条に規定する公告又は、規則第 174 条第 2 項に規定する指名通知（以下「公告等」という。）において、次の各号に掲げる事項も併せて公告等を行うものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 入札執行の場所及び日時に代えて、開札の場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

### 4 公告等の公開時期

公告等については、原則として毎週金曜日の 13 時に公開するものとする。  
ただし、金曜日が祝祭日の場合は木曜日とする。

### 5 入札回数

郵便入札に付した場合の入札回数は、初度のみの 1 回とする。

### 6 入札書

- (1) 入札書は、本市の指定様式（様式 1）とする。
- (2) 入札は、代表者（契約締結権限者）名でなければならず、代理人による入札は認めないものとする。

### 7 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書を一般書留又は簡易書留で入札書の到達期限までに、「日本郵便株式会社佐世保郵便局」に到達するよう郵送しなければならないが、持参による提出は認めないものとする。
- (2) 前項の規定による郵送には「長形 3 号封筒」を用い、入札書（様式 1）及び工事費積算内訳書を封筒に入れ封印させ、郵便入札送付用封筒記載要領（様式 2）に基づき、封筒表面には開札日、建設工事等の名称を記入のうえ「入札書」と朱書させ、封筒裏面には差出人の住所と会社名を記入して郵送しなければならない。

- (3) 前項に規定する封筒の宛名は、「日本郵便株式会社佐世保郵便局留、佐世保市役所契約課行」とし、佐世保市長宛の「親展」として郵送しなければならない。

## 8 入札書の保管等

- (1) 入札書は、日本郵便株式会社佐世保郵便局から本市に到達したときをもって入札書の提出があったものとみなす。
- (2) 本市到達後の入札書は、開札日時までは開封してはならず、契約課長は善良なる管理者の注意をもって、これを保管しなければならないものとする。
- (3) 本市到達後の入札書の書換え又は撤回は認めないものとする。

## 9 入札の辞退

開札の直前までは入札の辞退を認めることとし、入札者にその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出させるものとする。この場合において、入札書は、その余白に「辞退」と表示のうえ入札辞退届とともに原議に綴るものとする。

## 10 入札の無効

- (1) 規則第170条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 工事費内訳書を入札書とともに郵送しなかった者、または、工事費内訳書に著しく不備がある者のした入札は無効とする。

## 11 開札の立会い

- (1) 郵便入札を行う場合は、当該建設工事等に係る入札者の中から、立会人選定表（別紙）により開札の立会人を3名選任し、開札前に電話等により通知するものとする。
- (2) 選任された立会人は、止むを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することは出来ないこととする。
- (3) 立会いは、選任された入札者又はその者から委任状（様式3）により委任を受けた代理人が行うこととする。
- (4) 選任された立会人のいずれかが立ち会わないときは、新たな立会人を補完せず、いずれもが立ち会わないときは、入札事務に関係の無い市職員1名を立ち会わせるものとする。
- (5) 立会人には、開札に先立ち、郵便入札開札立会人名簿（様式4）に会社名及び氏名を記入させることとする。

## 12 開札

- (1) 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。（原則として毎週木曜日開札）
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、落札決定を保留したうえで、あらためて当該同価格入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、当該同価格入札者全員が、立会人に選任され現に立会を行っている場合は、その場で当該立会人がくじを引くこととする。
- (3) 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係の無い職員にくじを引かせるものとする。

## 13 入札の延期、中止、取消し

郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることとする。

## 14 入札結果の通知

郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に連絡するものとする。

## 15 入札者名の公表

入札者名の公表は、開札後に行うものとし、入札結果の公表をもってそれに替えるものとする。ただし、立会人に対しては、入札者名を開札場所において開札直前に公表するものとする。

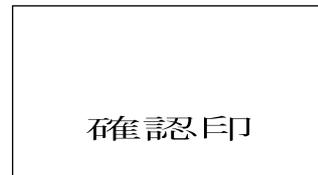
(別紙)

立 会 人 選 定 表

入札参加者数	立会人の番号
3名以下	1・2・3
4～5名	2・3・4
6～10名	2・4・6
11～15名	1・5・10
16～20名	5・10・15
21～25名	6・12・18
26～30名	7・14・21
31以上	10・20・30

(注) 立会人の番号の考え方は、入札参加申請書を受付し受領された順に並べた番号とする。

(様式1)



## 入 札 書

工事（業務）名

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
											也

上記金額をもって工事（業務）を請け負いたいので、佐世保市財務規則を守り  
入札いたします。

年 月 日

佐 世 保 市 長 様

住 所

会 社 名

代 表 者 名

印

郵便入札送付用封筒記載要領

(表 面)

<b>親展</b>		
日本郵便株式会社佐世保郵便局留		入札書 (朱書き)
佐世保市長 様 (佐世保市役所契約課 行)		
		開札日 年 月 日
工事(業務)番号及び名称	第 号 :	

(裏 面)

差出人	住 所	
	会社名	

※ 封筒の大きさは、長型3号とする。

# 委任状

年 月 日

佐世保市長 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者名

印

受任者 氏 名

印

工事（業務）名：

今般、上記受任者を代理人として、この工事の次の権限を委任いたします。

- 1 入札の立会いに関する権限
- 2 入札が、同額となった場合に落札のためのくじを引く権限

郵便入札開札立会人名簿

1 工事（業務）番号及び名称

第 号

2 立会人記入欄

会社名

立会人名

会社名

立会人名

会社名

立会人名